## ○笛吹市調査、測量、設計等業務委託検査要綱

令和元年12月9日 訓令第20号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第234条の2の規定及び笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号。以下「規 則」という。)第168条の規定に基づき、笛吹市が発注する建設工事に係る調 査、測量、設計等の業務委託(以下「業務委託」という。)の検査に関し必要 な事項を定め、業務委託の適正かつ効率的な履行の確保を図るものとする。 (用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 契約担当者 規則第2条に規定する契約担当者をいう。
  - (2) 課長等 規則第2条に規定する課長等及びその命を受けた者をいう。
  - (3) 監督員 法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
  - (4) 検査員 法第234条の2第1項の規定による検査を行う職員をいう。 (適用)
- 第3条 この要綱は、笛吹市が発注する業務委託の検査に適用する。

(検査の依頼)

第4条 業務委託を担当する課長等(以下「担当課長等」という。)は、規則第168 条の規定により検査を行う場合で当該検査を依頼するときは、速やかに業務 委託完了検査依頼書(様式第1号)により管財課長に検査を依頼するものとす る。

(検査の命令)

第5条 管財課長は、前条の規定による検査の依頼があったときは、管財課の検査目に検査を命ずるものとする。

(検査の立会い)

第6条 検査には担当課長等、監督員、検査員及び受注者が立ち会うものとする。 ただし、検査員が担当課長等の立会いを要しないと判断した場合には、この 限りでない。

(検査の方法)

第7条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うもの とする。

(検査結果の報告及び措置)

第8条 検査員は、検査を終了し、当該業務委託を適正と認めたときは、検査調

書(規則様式第88号)を作成し、速やかに契約担当者に報告するとともにその写しを担当課長等に送付するものとする。

- 2 検査員は、検査の結果、当該業務委託が不適正な部分があり、合格と認める ことができないときは、直ちに修補指示書(様式第2号)により受注者に修補を 指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」 という。)を監督員に指示するものとする。
- 3 監督員は、受注者から修補指示事項処理完了届(様式第3号)を受理したときは、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(様式第4号)により当該検査員に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 検査員は前条第1項の規定による検査の結果について、完了検査結果通知書(様式第5号)により受注者へ送付するものとする。

(再検査)

- 第10条 第8条第2項の規定により修補指示を受けた業務委託の再検査(以下「再 検査」という。)は、原則として当該検査を行った検査員が行うものとする。
- 2 第4条から第9条までの規定は、再検査について準用する。

(検査の中止)

- 第11条 検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、 検査を中止し、直ちに契約担当者に報告するものとする。
  - (1) 受注者若しくは管理技術者等又は検査対象業務委託に係る者が検査の 実施を妨害したとき。
  - (2) 検査の実施が困難なとき。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。